

ゆ〜ふるプラン料金に関する重要説明事項

お客さまが沖縄ガス株式会社（以下「当社」という。）に「ゆ〜ふるプラン」のお申し込みをするにあたり、お客さまにご理解いただきたい主要な適用条件は以下のとおりとなります。なお、ガスの供給及び使用に関する内容はゆ〜ふるプラン料金契約個別約款（以下「本約款」という。）に定めており、当社営業所の窓口で確認いただけます。

1. ゆ〜ふるプラン料金の契約成立

- ①お客さまは、予め本約款の内容をご確認のうえ当社所定の様式により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」という。）に契約が成立いたします。
- ②本約款の適用を受ける場合、下記の「2.適用条件」が満たされているか確認させていただきます。

2. ゆ〜ふるプラン料金の適用条件

- ①当社の都市ガスをご利用いただけるお客さま（家庭用としてガスを利用し、業務用としてのガス利用は行なわない）で、ガス給湯器が設置されており（今後設置予定を含む）書面のお申込みにてご契約して頂く必要があります。
- ②支払い方法はクレジットカード又は口座振替に限ります。ただし、新規で申し込む場合の初回請求はコンビニ払いになる場合があります。
- ③「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」はスマートフォンやパソコンから確認できるWEB料金明細サービスのみとなります。（「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」の発行が停止されます。）
- ④WEB料金明細サービスの連絡手段として、確実に受信できる電子メールアドレスを当社に提供して頂く必要があります。また、当社からの電子メール（@okinawagas.co.jp）が迷惑メールにならないよう設定して頂きます。
- ⑤ゆ〜ふるプラン料金におけるセット割料金の適用を希望される場合は、別途、セット割のお申込み手続きが必要です。既に現在セット割料金の適用を受けている場合は、ゆ〜ふるプラン料金のセット割料金へ移行致します。

3. ゆ〜ふるプラン料金の解約について

ゆ〜ふるプラン料金を解約した場合は、一般ガス小売供給約款料金に準じます。

4. ゆ〜ふるプラン料金の料金算定について

当社は、ゆ〜ふるプラン料金契約約款 別表（1）の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金、さらに一般ガス小売供給約款の「2.3.単位料金の調整」の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

クレジットカード決済に関する重要説明事項

1. クレジットカード会社からのご案内

- ①クレジットカード会社の締切日と沖縄ガスの検針日との関係やその他事務上の都合により、当月の請求がずれて、2カ月分をまとめて1度にお支払いいただくことがあります。
- ②クレジットカード番号または有効期限が変更された場合は速やかに沖縄ガスへご連絡ください。
- ③クレジットカードによるお支払いは、1回払いのみとなります。

2. 沖縄ガスからのご案内

- ①クレジットカード会社の規定により、クレジットカード支払以外の方法で、お支払いいただく場合があります。
- ②申し込み手続き完了以前にご請求したガス料金等につきましては、従来のお支払い方法となります。
- ③大口契約および業務用向けの選択約款料金は、カード払いの対象外となります。詳細は沖縄ガスまでお問い合わせください。
- ④ガス料金のお支払い状況はクレジットカード会社から届く明細書をご確認ください。
- ⑤当社営業所の窓口でクレジットカードによるお支払いは、取り扱っておりませんのでご了承ください。

3. お客さま情報の利用目的について

- ①ご提出いただきましたクレジットカード決済の申請書につきましては、個人情報保護の観点から弊社にて保管し、一定期間経過後、破棄させていただきますのでご了承ください。
- ②ご記入いただきましたお客さまの個人情報は、ガス料金等のお支払いに関する業務のほか、ガスの供給及びそれらに附随する業務に利用させていただきます。ただし、クレジットカード情報につきましては、クレジットカード決済に関する業務にのみ使用させていただきます。